

東洋史研究

第七十卷 第一號 平成二十三年六月發行

秦漢律における同居の連坐

はじめに

劉 欣 寧

かつて日本においては中國家族史論争の一端として、縁坐（親族の連坐）の範圍と同居家族の範圍が一致するか否かという問題が取り上げられた。⁽¹⁾ 睡虎地秦簡の公表後、

盜及者（諸）它罪、同居所當坐。可（何）謂同居。●戶爲同居。坐隸、隸不坐戶謂毆（也）。（盜と他の様々な罪について、同居は連坐すべきである。何を同居というのか。戸が同居であり、隸に連坐するが、隸は戸に連坐しないというのである。）

〔法律答問〕二二二⁽²⁾

とあるように、同居が連坐の對象とされていたことは明らかであるため、縁坐の範圍は同居（同一戸籍に記載される家族構成員）に限られるという説が改めて重視されている。⁽³⁾ その後張家山漢簡「奏讞書」二「二年律令」の公表によつて新たな知見が得られ、縁坐に關わる議論が活潑に行われているが、⁽⁴⁾ しかし縁坐と同居の關係については注意が拂われなかった。それ故縁坐に關する議論には混淆が生じており、同居の性質を正確に把握することも不可能となっている。そこで本稿では

従来見落とされていた同居の連坐とは何であるのかを考えてみたい。これは連坐制の掌握に缺けている最後のワンピースであり、この考察を行うことよって、家族や地域社會の支配原理の一側面に迫ることもできるだろう。

まず連坐の定義について本稿の立場を説明しておきたい。連坐（または相坐）という語は典籍の用例においても曖昧であり、先行研究によっても定義が異なる語だが、本稿では連坐制の核心に迫るため、諸要素を單純化させ、連坐について嚴密に定義しておきたい。一つに、連坐とは血縁・地縁・職務等の關係がある者の犯罪による連帶懲罰のことである。例えば「二年律令」七二・七三の「諸予劫人者錢財、及爲人劫者同居智（知）弗告吏、皆與劫人者同罪（誘拐者に錢財を與えた、及び誘拐された人の同居が知っていて吏に告げなかった場合は、みな誘拐者と同罪）」は處罰される者が犯罪者の同居ではなく被害者の同居であるため、このカテゴリーには入らない。もう一つに、連坐とは犯行に關與すること（共犯）による懲罰ではない。犯行を知る場合（知情）ともひとまず區別しておく。例えば「法律答問」一七「削（宵）盜、臧（贓）直（值）百一十、其妻子智（知）、與食肉、當同罪（夜に盜みを働き、贓品の値が百一十であった場合、その妻子が知っており、共に肉を食べたら、同罪とすべき）」では妻子も共犯とされているため、連坐とは異なる。ただし知情と連坐の關係はかなり複雑であり、本稿の最後でもう一度検討したい。

連坐は主として縁坐・什伍の連坐・官吏の連坐に大別されるが、本稿では一般民衆を對象とするため、官吏の連坐および軍隊・市肆などにおける什伍の連坐は考察の對象外とする。まずは縁坐と民里中の伍人の連坐について検討し、兩者の性質を解明した上で同居の連坐について分析する。主たる史料が睡虎地秦律と張家山漢律であるため、復元される連坐制は秦と漢初（文帝期以前）のものだが、文帝期以降の變化についても指摘してみたい。

一 縁 坐 と 收

『漢書』刑法志の「收帑・諸もろの相坐律令を除く」、『史記』孝文本紀の「有罪は收せざらしめ、無罪は相坐せざらし

む」という記述について、これまで收と相坐はどういう関係にあるのかが論じられてきた。しかし近年角谷常子氏が「二年律令」に基づき指摘したように、相坐とは連坐者に下される刑罰のことであり、收は犯罪者本人に下される刑罰のことである。⁽⁷⁾従って收は連坐の定義からは外れることになるのだが、しかしその一方で收が連坐に近い結果をもたらすこともまた確かである。また收は一貫して縁坐制の一環と見なされており、縁坐制を論じるにあたり回避できない問題である。故に以下では縁坐と收について検討してみたい。

(一) 縁 坐

縁坐に關して「二年律令」には次の二條がある。

ア、以城邑亭障反、降諸侯、及守乘城亭障、諸侯人來攻盜、不堅守而棄去之、若降之、及謀反者、皆要(腰)斬。其父母・妻子・同產、無少長皆棄市。其坐謀反者、能偏(徧)捕、若先告吏、皆除坐者罪。「二年律令」一一二(城邑や亭障ごと叛いて諸侯に投降した者、及び城や亭障を守備している時に、諸侯國の人が攻撃や掠奪をしてきた場合、堅守せずに放棄した者、もしくは投降した者、及び謀反した者は、みな腰斬。その父母・妻子・同產は、年齢に關わりなくみな棄市。謀反に連坐させられる者が全員を捕えた場合、もしくは先に吏に告した場合は、みな連坐者の罪を免除する。)

イ、劫人・謀劫人求錢財、雖未得若未劫、皆磔之。完其妻子、以爲城旦舂。其妻子當坐者徧(徧)捕、若告吏、吏捕得之、皆除坐者罪。「二年律令」六八一六九(人を誘拐して錢財を要求したり、それを謀ったりすれば、まだ手に入れていない、もしくはまだ誘拐していなかったとしても、みな磔。その妻子は完して城旦舂とする。その妻子の連坐すべき者が全員を捕えた場合、もしくは吏に告して、吏が捕えた場合は、みな連坐者の罪を免除する。)

アは、投降・謀反などをした場合、本人には腰斬、父母・妻子(妻と子女)・同產(兄弟姉妹)には棄市を科すことを定めただものである。典籍史料に基づけば漢代の族刑は大逆不道の場合に科され、主犯は腰斬、その父母・妻子・同產は棄市さ

れる。⁽⁸⁾アとの整合性はかなり高いため、アは漢代の族刑が依據した律文の一つかもしれない。一方、縁坐が全て族刑、則ち父母・妻子・同産三族を皆誅する刑を指すとは限らないことはイにより明らかである。罪狀が劫人の場合、連坐者に下されるのは死刑ではなく完城且春刑である。しかも連坐者は妻子のみであり、父母・同産には及ばない。この二條により、連坐の條件、範圍、量刑などがいずれも個別の律文に規定されていることが解る。連坐となるのは犯罪行為が重大な場合、則ち少なくとも主犯が死罪以上の罪に當たる場合に限られているといつてよい。また罪の重さによって連坐者の範圍や刑罰には等級がある。叛逆罪でない場合は族刑にまで至らないだろう。

縁坐に關しての史料には次のようなものがある。

諸もろの有罪、死罪より以上は、皆父母・妻子・同産に選ぶ。(『墨子』號令)

敵に歸する者は父母・妻子・同産皆車裂す。(『墨子』號令)

若し城を以て外の爲に謀らんと欲する者は、父母・妻子・同産皆斷ず。(『墨子』號令)

禁ずるに矢書を擧げ、若しくは書を以て寇に射るを得ることなかれ。令を犯す者の父母・妻子は皆斷じ、身を城上に梟す。(『墨子』號令)

私怨を以て城若しくは吏事を害する者有れば、父母・妻子皆斷ず。其の城を以て外の爲に謀る者は三族す。(『墨子』號令)

卒將吏に後れて大將の所に至ること一日なれば、父母・妻子盡く罪を同じくす。卒逃れ歸りて家に至ること一日、父母・妻子捕執せず、及び言わざれば、亦罪を同じくす。(『尉繚子』兵令)

□去其署者身斬、父母・妻子罪 □(銀雀山「守法守令」七八七) (……その持ち場を離れば身を斬し、父母・妻子は罪……)

□有法、父母・妻子與其身同罪。(銀雀山「守法守令」七八八) (……有法、父母・妻子はその身と同罪。)

これらは秦漢時代の現行法ではなく軍法の性格をも備えているが、縁坐が個別の律文によって定められることを示す點に

において参考すべきものがある。父母・妻子・同産を死罪とする連坐が歸敵・通敵といった反逆罪に適用されていることも上述の分析の傍證となる。更に「父母・妻子」という連坐範囲があることにも注意しなければならない。前掲した「二年律令」には妻子と父母・妻子・同産という二つの連坐範囲があるが、これらに基づけば父母・妻子という範囲があった可能性もある。妻子は父母より、父母は同産より親しい関係だと見なされていたため、同産が連坐を免れ、父母・妻子のみが連坐となることはあっても、父母は連坐するが妻子は連坐しない、もしくは同産は連坐するが父母は連坐しない、ということはありませんかと考えられる。つまり妻子、父母・妻子、父母・妻子・同産という同心圓状に広がる連坐範囲は、親族関係に對する認識に基づいて設けられたものである。

(二) 收

收について「二年律令」は次のように定めている。

罪人完城旦・鬼薪以上、及坐奸府（腐）者、皆收其妻子・財・田・宅。其子有妻・夫、若爲戸・有爵、及年十七以上若爲人妻而棄・寡者、皆勿收。（「二年律令」一七四—一七五）（罪人の完城旦・鬼薪以上の者、及び奸罪に問われて宮刑とされた者は、みなその妻子・財・田・宅を沒收する。その子が妻・夫を持つ、もしくは戸主である、爵を有する、及び年齢が十七以上である、もしくは人の妻となったが離縁されたり寡婦になったりしている場合は、みな沒收しない。）

縁坐は個別に規定されるのに對し、收はこのように總則として規定されている。つまり完城旦・鬼薪以上の罪を犯せば、その妻子は財産・田宅と共に犯罪者の所有物として沒收されるが、成年となつている子は所有物とならず、年齢・婚姻・爵位・戸籍などは全て成年であるか否かの判断基準となる。しかしこの規定は犯罪者が男性であることを前提としており、假に犯罪者が女性であればその夫・子は所有物として沒收されない。⁽⁹⁾

收に關する研究には蓄積があるが、本稿では更に補充しておきたい點が二つある。一つは主犯の死亡と收の關係であり、

もう一つは室人と收の関係である。富谷至氏は次の史料を根據に、主犯死亡後の告訴は無効であり、従って收も適用されないとしている。

甲殺人、不覺。今甲病死已葬、人乃後告甲、甲殺人審、問甲當論及收不當。告不聽。(法律答問「六八」(甲が人を殺し、發覺しなかった。いま甲が病死し既に埋葬されてしまつてから、人は甲を告した。甲が殺人したことは間違いない。問う、甲は論斷及び沒收されるべきか否か。告訴は受理しない。))

しかし嚴密には、殺人者の甲は死亡しただけではなく既に埋葬されたともあり、そもそも告訴を無効化させる條件が死亡であつたのか、それとも埋葬であつたのかはなお検討の餘地がある。刑義田氏は「夫死し未だ葬らざれば、法に嫁ぐを許す無かれ」(『太平御覽』卷六四〇)という例により、人間關係が埋葬を以て終焉する可能性を提示している。⁽¹⁰⁾これにより葬儀を重視するという儀禮的な考え方が、ある場合には法律にも受け入れられていたことが解る。従つてこの「已葬」も單に附け足されただけの言葉ではなく、主犯が埋葬されることを以て始めてその妻子が收を免れることを示しているのだと考えられる。このように解釋すれば從來理解し難かつた次の答問にも解決の糸口を得ることができらる。

或自殺、其室人弗言吏、即葬埋(埋)之。問死者有妻子當收。弗言而葬、當贖一甲。(法律答問「七七」(ある者が自殺した。その室人は吏に報告せず、それを埋葬した。訊問すると死者には沒收すべき妻子がいる。報告なく埋葬したのは、贖一甲に當たる。))

この答問の結論としては「贖一甲」という罰が下されるが、誰に對して下されたのか、なぜ下されたのかが不明瞭であつた。まず明らかにすべきなのは「收」の意味である。整理者はこれを「死體の收容」と譯しており、「死者有妻子當收」を「死者の妻子は死體を收容すべきだ」と解している。従つて本條の處罰對象、則ち「弗言而葬」をした者は妻子になる。しかし上掲の説によれば紛れもなく收は刑罰としての沒收を指している。よつて「死者有妻子當收」が埋葬とは關係ないことは明白である。「葬埋之」の主語は室人であるから、處罰對象となつた「弗言而葬」をしたのも妻子ではなく室人な

のである。

「封診式」六三―七二の「經死」によると、自殺の場合には通報の義務があり、また自殺の原因について調査しなければならぬ。故に自殺者を「弗言而葬」した行爲は「贖一甲」に處せられる。しかし室人が法律を犯してまでも敢えて「弗言而葬」した動機は何なのだろうか。更に言えばなぜ死者は自殺したのだろうか。「死者有妻子當收」から判断すれば、明らかに死者は完城旦・鬼薪以上の罪を犯した者である。富谷氏は主犯が裁判前に自殺すれば、縁坐は免除される。ところが漢代における自殺の一要因となっていたことを指摘しており、従って「法律答問」七七の死者もその妻子を守るために自殺したのではないかと考えられる。しかし上述のように秦律では埋葬して始めて法律責任を免れることができるのである。室人が密かに死者を埋葬したのは、まさに早々に收の免除條件を満たすためだったのだろう。なぜなら、もし自殺したことを通報すればすぐには埋葬できなくなってしまうだけでなく、自殺の原因、則ち死者の犯行や連坐すべき家族がいることも明るみに出てしまい、死者の犠牲が無駄になってしまう。裏を返せば、自殺の通報・調査や「弗言而葬」の懲罰に關する規定には收を逃れることを防止する目的があつたのだと考えられる。そうであつてこそ、なぜ「弗言而葬」の案件において「死者有妻子當收」ということも調査され説明されたのが納得されるのである。

しかし收の免除に關しては埋葬を必要條件としない律文もあることに注意しなければならない。

葆子以上未獄而死若已葬、而誦(甫)告之、亦不當聽治、勿收、皆如家罪。(「法律答問」一〇七)(葆子以上がまだ訴訟の起きていないうちに死亡、もしくは既に埋葬されてから、始めてこれを告しても、審理すべきではなく、沒收してもならず、みな家罪のように處する。)

とあるように、葆子以上は死亡しただけでも法律責任から解放されるのである。しかしこれは葆子以上に限定された規定であり、恐らく葆子以上の身分を持つ人に對する優遇措置だろう。わざわざ「已葬」に言及しているのは、葆子以上ではない場合には已葬を條件とするからにはかならない。なお「皆如家罪」に明らかかなように、所謂「家罪」も同様に扱われ

可（何）謂家罪。家罪者、父殺傷人及奴妾、父死而告之、勿治。（法律答問」一〇六）（家罪とは何か。家罪とは、父が人または奴妾を殺したり傷つけたりし、父が死亡してからそれを告しても審理しないということ。）

可（何）謂家罪。父子同居、殺傷父臣妾・畜産及盜之、父已死、或告、勿聽、是胃（謂）家罪。（法律答問」一〇八）（家罪とは何か。父子が同居し、子が父の臣妾・畜産を殺したり傷つけたりした場合、及びこれを盗んだ場合、父が既に死亡しているならば、誰かが告しても受理しない。これを家罪という。）

家罪には、父が子・奴婢の生命権を侵害する、及び同居の子が父の財産権を侵害するという二つの情況が含まれ、いずれも父親が死亡した後の告訴は受理されない。つまり一般には主犯が埋葬されるまでを責任追及期限とするが、主犯が葆子以上の身分である場合、もしくは家罪の場合においては主犯が死亡するまでを責任追及期限とするのである。その背景にどのような理由があるのかについては今なお解明されてはいない。

最後に室人について言及しておこう。睡虎地秦律の公表以來、室人の定義は難解な謎として議論の的となってきた。近年、角谷氏と鈴木直美氏は收制に關する研究に基づき、收の範圍は則ち室人の範圍なのではないかと指摘した。つまり室人とは夫婦と未成年子女からなるものであり、それは男性にとつては妻子に相當するといふのである。兩氏の説の根據は「法律答問」二〇一「●室人者、一室盡當坐罪人之謂也（也）（室人とは一室全て罪人に連坐すべきことといふのである）」という條文だが、しかし「當坐罪人」からすれば明らかに室人は坐の範圍であり、收の範圍ではない。角谷氏自身が指摘しているように收と坐は明瞭に區別されており、室人の定義を收により推定することはできないのである。そもそも睡虎地「日書」甲種六三正には「室人妻子父母分離」とあり、妻子と併記されている以上、室人が妻子に相當するとは考え難い。更に前掲した「法律答問」七七でも室人と妻子は併記されている。上述のように妻子が收の對象であるのに對し室人は賞一甲という罰の對象である。もし室人が妻子であれば、賞一甲は誰に科せられるのだろうか。秦律の原則からすれば妻子

を同時に收と賞一甲に處することは不可能であり、⁽¹³⁾室人が妻子より廣い範圍を指すことは明らかである。室人の問題については後でもう一度述べることにする。

二 伍人の連坐

五を單位として連帶責任を負わせる伍制は軍隊に起源を持ち、その後、民里や市肆にも及ぼされるようになった。民里の伍制を討論するには、睡虎地秦簡は言うまでもなく近年公表された里耶秦簡をも参照しなければならないが、まずは伍の意義について睡虎地秦簡に次のような解釋があるのを見てみたい。

可(何)謂「四鄰」。「四鄰」即伍人謂毆(也)。(「法律答問」九九)(四鄰とは何か。四鄰とは即ち伍人のことをいうのである。)

池田雄一氏はこれに基づき、伍は中心の家とその四方の家により構成され、固定した組織ではなく、従つて伍長の存在もあり得なかつたことを指摘している。⁽¹⁴⁾しかし里耶の戸籍關係簡には伍長となる戸が注記されており、⁽¹⁵⁾そこから伍が決まつた五戸を纏めた固定した組織だったことが伺える。所屬の戸を除く同伍の他の四戸を伍人または四鄰と謂うのだろう。

また全ての戸が伍に組み入れられたわけではなかつた。一般に、睡虎地秦律において大夫は伍への編入を免れているが、張家山漢律の時代になると五大夫以下は伍に編入されるようになると考えられている。しかしその根據とされている睡虎地秦律の解釋には問題がある。

大夫寡、當伍及人不當。不當。(「法律答問」一五六)(大夫寡は、他人と伍を編成すべきか否か。すべきではない。)

整理者は「大夫寡」を「大夫は数が少ない」と譯しているが、少ないという解釋は「法律答問」の性質からすれば考え難いことである。なぜなら處置方法についての設問では客觀的事實を述べるべきであり、その客觀的事實に對して如何に處置すべきかを問うのである。答問の設問者と回答者は立法者ではないため、少ないといった主觀的な狀態敘述は判斷に影

響する条件とはなりえない。従って「大夫寡」については別の解釋をしなければならぬ。そこで里耶秦簡を見てみると、「大夫寡」は死んだ大夫の寡婦を指し、更には大夫の寡婦が戸主となっている戸をも指していることが解る。⁽¹⁶⁾つまりこの答問は大夫寡が戸主の戸は伍に編入されないことを定めているのである。ではなぜ大夫寡の戸は伍に編入されるべきではないのだろうか。推測の域を超えないが、恐らく大夫は伍に編入されないことが律の正文には定められているのだろう。その一方で大夫寡が戸主の場合に大夫のように扱われるか否かが律の正文からは判断できないため、答問の形式で補充し解説しているのである。結局のところ、大夫が伍に編入されないという点では、従來の見解と異路同歸である。

さて、伍人の連坐制と言えばまず商鞅の變法が想起される。

民をして什伍を爲さしめ、相い牧司して連坐せしむ。姦を告せざる者は腰斬、姦を告する者は敵首を斬すると賞を同じくす。姦を匿す者は敵に降ると罰を同じくす。(『史記』商君列傳)

公孫鞅の秦を治むるや、告して相坐するを設けてその實を責め、什伍を連ねて其の罪を同じくす。(『韓非子』定法)

連坐の範圍は伍だけにとどまらず什にまで達し、連坐者は腰斬または犯罪者と同罪に處せられる過酷な連坐制だったことが窺える。しかし秦漢律の中には民里における什の存在は見當たらず、連坐者に下される刑罰も必ずしも腰斬または同罪に限らないことは明白である。商鞅の變法から睡虎地・張家山律に至る間に連坐制に變化が生じたのだろうか。ここでは兩者の差異に注意しながら秦漢律に基づき伍連坐制の規定や性格を解明したい。

民里における伍人の連坐を定める律には次の二條がある。

ア. ● 百姓不當老、至老時不用請、敢爲詐(詐)僞者、貲二甲。典・老弗告、貲各一甲。伍人、戸一盾。皆遷(遷)之。

(『秦律雜抄』三三—三三三)(百姓で老に該當しなかった場合、老になったが申請しなかった場合、敢えて虚偽をなした者には、貲二甲。典・老が告さなかったら、それぞれ貲一甲。伍人は、戸ごとに一盾。みな遷に處する。)

イ. 盜鑄錢及佐者、棄市。同居不告、贖耐。正・典・田典・伍人不告、罰金四兩。或頗告、皆相除。(『二年律令』二〇

一) (不正に錢を鑄造する、及びそれを助けた者は、棄市。同居が告さなかったら、贖耐。正・典・田典・伍人が告さなかったら、罰金四兩。一部を告した者がいたら、みな免除する。)

參考までに軍隊と市肆における伍人の連坐を定める律も挙げる。

ウ・戦死事不出(屈)、論其後。有(又)後察不死、奪後爵。除伍人。(秦律雜抄「三七」)(戦争において公務のために死亡し屈服しなかった場合、その後継者の爵位を論断する。また後で死んでいなかったことが判れば、後継者の爵位を奪う。伍人は除く。)

エ・市販匿不自占租、坐所匿租贓(贓)爲盜、沒入其所販賣及賈錢縣官、奪之列。列長・伍人弗告、罰金各一斤。(二年律令「二六〇」)(市で販賣する者が租を隠匿して自己申告しなければ、隠匿した租は不正に得た財物であるとして、盜罪に問われる。商品及び賣上金は國家が沒收し、市の列から排除する。列長・伍人が告さなかったら、それぞれ罰金一斤。)

オ・吏卒追逐者得隨出入服迹窮追捕……盈五日不反(返)、伍人弗言將吏、將吏弗劾、皆以越塞令論之。(二年律令「四九四―四九五」)(吏卒で(群盜・盜賊・亡人を)追跡する者は(その)出入した跡によって(彼らを)追いつめ捕らえることができ。……五日経っても戻らなかった時、伍人が將吏に言わなかったり、將吏が劾さなかったりしたら、みな越塞令によってこれを論断する。)

なお次の力は伍長を對象としており、伍人の連坐に關するものではなく、キも「知」を條件として擧げているため、本稿での連坐の定義には合致しないが、共に伍人の連坐に類似した例であるので、擧げておく。

カ・賈市居列者及官府之吏、毋敢擇行錢・布。擇行錢・布者、列・伍長弗告、吏循之不謹、皆有罪。(秦律十八種「六八」)(市で列にいる者、及び官府の吏は、取えて行錢・布を選んではならない。行錢・布を選ぶ者を、列・伍長が告さなかった場合、吏が巡察する際に用心しなかった場合は、みな有罪。)

キ・●軍新論攻城。城陷、尙有樓未到戰所、告曰戰圍以折亡、段(假)者、耐。敦(屯)長・什伍智(知)弗告、贖一

甲。伍二甲。(「秦律雜抄」三五—三六) (新たに軍隊の攻城における功過を論斷する。城が陥落した時、遅れてまだ戰場に到達していなかった者で、申告する際に周りで戦つて逃亡を防いでいたと言つて、それが偽りだった者は、耐。屯長・什伍が知りながら告さなかったら、賞一甲。伍は二甲。)

これら伍人の連坐に關する律文を一見して明らかなように、伍人が處罰される原因は「弗告」にある⁽¹⁸⁾。前掲した縁坐も告することにより免除されるが、兩者の敘述方法には大きな差が認められる。縁坐では連坐の前提條件は一つも擧げられない。親族であるという立場そのものが處罰の原因であり、その附帶條項として罰を免れる方法を説明しているのである。一方、伍人の連坐では「弗告」という不作爲こそが連坐の前提條件とされておられ、伍人は伍人という立場によつて處罰されるわけではない。伍人は犯罪の告發を義務附けられており、連坐はこの義務を怠ることに對する懲罰なのである。

ただしウについて整理者は「除伍人」を「伍人を處罰する」と譯しており、その解釋に従えば伍人は告の有無に關係なく處罰されることになる。しかし秦漢律における用例をまとめてみると、「除」字は多く刑罰を免除する意味で使われており、整理者の解釋とは正反對の意味である。實はウの「除伍人」は次の條文と併せて考へる必要がある。

吏將徒追求盜賊、必伍之。盜賊以短兵殺傷其將及伍人、而弗能捕得、皆戍邊二歲。……●死事者、置後如律。(二年律令) 二四—二四二 (吏が徒を率い、盜賊を追捕する際、必ず伍を作る。盜賊が短兵を使つてその統率者や伍人を殺傷したのに、捕へることができなかつたら、みな戍邊二歲。……公務のために死んだ者は、後繼者を法律の規定通り處置する。)

この律文は死事(公務のための死亡)が発生した場合にもし伍人が盜賊を捕らえられなければ處罰されることを定めている。従つて死事ではなかつたことが判明したら伍人も刑罰からは解放されるべきなのであり、ウはまさに伍人の連坐というよりも、責任を解くことを規定しているのであり、前述した原則の例外には當たらないのである。

では「弗告」だった伍人にはどのような處罰が下されるのだろうか。「奏讞書」案例一七「及除坐者賞、賞已入還之(連坐者の賞を免除する。賞を既に拂つたらこれを返却する)」に基づき、連坐者は賞罪により連坐したということが指摘され

ている⁽¹⁹⁾。上掲條文を検證すれば、民里の伍人のみならず軍隊と市肆の伍人に對する處罰においても、刑罰不明なオ・カを除いて、確かに財産刑が科されている。ただアには財産刑のほか「皆遷之」も加えられており、特殊な配慮があるのかもしれない。更にまた犯罪者本人に下された刑罰と比較して刑の重さに大いに差があるものもあれば(イ)、それほど差がないものもある(ア)。だがいずれも犯罪者本人より軽い刑罰を受けており、犯罪者と同様に罰せられるという説は成立し難い。また、伍人への刑罰は戸を單位として行われるのか、それとも個人を單位として行われるのか、という問題もある。アの「伍人、戸一盾」からすれば、確かに財産刑は戸を單位として下されており、戸中の個人一人一人に及んではいない。しかし、もし連坐刑が財産刑に限られるものではないとすれば、戸長のみが連坐させられるのか否かは判断し難い。アの「皆遷之」は伍の成員全てを邊境に移住させることを意味している可能性もあるのである。

そもそも伍人の連坐はどのような性格を備え、如何に認識すべきものなのだろうか。それを解明する格好の條文が「法律答問」に二條ある。まず、

伍人相告、且以辟罪、不審、以所辟罪罪之。有(又)曰、不能定罪人、而告它人、爲告不審。今甲曰伍人乙賊殺人、即執乙、問不殺人、甲言不審、當以告不審論、且以所辟。以所辟論當殿(也)。(「法律答問」九六一九七)(伍人が互いに告し、罪を避けようとした場合、不正確であれば、避けようとした罪をその罪とする。また、罪人を確定することができず別の人間を告した場合、告不審とする。いま甲はその伍人の乙が人を賊殺したと言っているが、すぐに乙を捕えて訊問したところ、人を殺しておらず、甲の言うことは不正確であった。告不審で論斷すべきか、それとも避けようとした罪で論斷すべきか。避けようとした罪で論斷するのが妥當である。)

13

について論じる。一般的には、故意によらず不正確な告發をした場合は「告不審」(告發が不正確)という罪に当たり、告した罪より一等減刑した罪で處罰される⁽²⁰⁾。ただし本條によれば、伍人の告不審に對しては特別な規定が定められており、「所辟罪」を以て罪とする⁽²⁰⁾とある。上述のとおり伍人には告發の義務があり、告發しないと連坐させられる。つまり「伍

人相告、且以辟罪」とは伍人が連坐を免れるために告發することを述べているのであり、「所辟罪」とは弗告による連坐罪のことを指すのである。

伍人の告發が不正確だった場合、告不審ではなく所辟罪で處罰するのはなぜなのか。また刑罰自体にはどのような差があるのだろうか。この條文に言う殺人事件での所辟罪が何であるのかは知る術がないので、イの盜鑄錢を例として考えてみよう。伍人を告不審で論罪した場合、主犯の棄市より一等減刑した黥爲城旦春に處する。これに對し所辟罪で論罪した場合は連坐する伍人に下すべき罰金四兩に處することになり、その差は著しいと言わざるを得ない。伍人を所辟罪で論罪することは罰を軽くすることに他ならず、その背景として、一般人は確たる證據を擱んだ場合に限り告發するのに對し、伍人は告發しないと連坐となるため積極的に告發を行い、従って告不審となることもよくあつたと想定される。つまり伍人の告發は他人を罪に陥れるためではなく自己保全を目しているがゆえ、告不審に對しては比較的寛容だったに違いない。伍人の連坐に強制的な一面があることは確かだが、刑罰の合理性や比例原則などを全く考慮していないというわけではないだろう。

では次にもう一つの條文を見ていきたいが、これはかなり難解な答問である。

律曰與盜同法、有(又)曰與同罪、此二物其同居・典・伍當坐之。云與同罪、云反其罪者、弗當坐。(「法律答問」二〇)(律文に與盜同法といい、また與同罪というが、この二つの場合、その同居・典・伍は連坐すべきである。與同罪といい、反其罪という場合は、連坐すべきではない。)

まず「與盜同法」「與同罪」「反其罪」とは、「同居・典・伍」の罪名ではないことに注意したい。この答問は、ある人の罪名が與盜同法・與同罪・反其罪に當たる場合、その同居・典・伍は連坐すべきか否かについて指示するものである。ただし與同罪は二度重複されており、現段階では解釋不能なため、ここでは反其罪のみを論じる。⁽²¹⁾反其罪は主として誣告の場合に行われ、⁽²²⁾誣告した罪をそのまま誣告者に下すことを意味する。例えば甲が乙を盜鑄錢で誣告した場合、甲の刑罰は

イに基づいて定められる。その場合、甲の同居・典・伍人はイに基づいて連坐すべきか否かという疑問が生じるが、この答問によれば連坐すべきではないことになる。誣告により連坐しないことは「甲誣乙通一錢黥城旦罪。問、甲同居・典・老當論不當。不當（甲は乙が一錢を密輸し黥城旦に當たると誣告した。⁽²³⁾問う、甲の同居・典・老は論斷すべきか否か。すべきではない）」（法律答問「一八三」）にも示されている。そこには伍人が入っていないが、上掲の「法律答問」二〇と照らし合わせれば伍人を書き漏らしたと考えられる。

なぜ誣告の場合は伍人の連坐は適用外となるのか。杜正勝氏は、「封診式」の案件において衣物に關することにさえ伍人に證言を求めていることから、個人の一舉一動は伍人を欺くことができず、従つて伺察も可能であつたと指摘している。⁽²⁴⁾裏を返すと、伍人に告發の責任を負わせることは、生活の場を共有しているという現實に基づいているからに他ならない。一方、誣告といった行爲は生活の場から離れ、裁判の場で起る。また誣告と同時に訴訟手續ぎが始まるため、誣告か否かを判斷する責任は官憲にあるべきであり、伍人は裁判官より早くかつ容易に誣告の證據を得ることはできない。従つて誣告であることを判斷し告發することを伍人に強要することは論理に合わないのである。つまり監視と告發が可能か否かという點も伍人の連坐においては考慮されたのではないかと考えられる。次の條文もその一例である。

吏從事于官府、當坐伍人不當。不當。（法律答問「一五五」）（官府に從事している吏は伍人に連坐すべきか否か。すべきでない。）

前掲したように大夫寡の場合は「不當伍及人」だつたのに對し、この條文では「不當坐伍人」となつている。恐らく吏も伍に編入されているのだが、「從事于官府」という條件においては伍人の罪に連坐しないのだろう。「從事于官府」は「官府において公務に従事する」と譯し得るが、もとより吏の仕事であるそれをわざわざ條件として擧げていることには奇異の感を覺える。寧ろ「從事于官府」は公務のため戶籍の所在地に常態的または一時的に住んでいないことであると考えたい。伍に住まなければ、當然伍人への監視もできなくなり、故に告發と連坐の責任も免れ得る。つまり伍人の連坐は道德

ア、律曰與盜同法、有（又）曰與同罪、此二物其同居・典・伍當坐之。云與同罪、云反其罪者、弗當坐。（「法律答問」一一〇）

イ、盜及者（諸）它罪、同居所當坐。可（何）謂同居。●戶爲同居。坐隸、隸不坐戶謂毆（也）。（「法律答問」一一一）

ウ、甲誣乙通一錢黥城旦罪。問甲同居・典・老當論不當。不當。（「法律答問」一一三）

殘念ながらこれらは全て「法律答問」に記されたものであり、律の正文ではない。様々な疑問や爭議が生じたのも、同居の連坐を直に定める律が全く見あたらなかったからである。しかし、幸いなことに張家山漢簡には次の一條が記されていた。

エ、盜鑄錢及佐者、棄市。同居不告、贖耐。正・典・田典・伍人不告、罰金四兩。或頗告、皆相除。（「二年律令」二〇

二）

一條のみではあるが、同居の連坐を解明するには極めて重要な材料であることは間違いない。まず、この條文によって「同居」を對象とする連坐の存在が確認された。従つて第一節で論じた「父母・妻子・同産」または「妻子」を對象とする連坐とは同一視することができない。法律で異なる術語を使っているのは異なるカテゴリーを指しているからに他ならないからである。次に、同居に連坐が下されるのは「不告」が原因であり、それは縁坐より寧ろ伍人の連坐に似ていると言わざるを得ない。更に注意深く見れば、エでは同居や伍人・典といった下層官吏に對し、不告による連坐を同時に定めている。アでも同居と伍人・典は併記されている。ウには同居と典・老のみが記されているが、伍人を書き漏らしたであろうことは前掲のとおりである。同居・伍人・下層官吏が常に連坐の條款に併記されていることは、それらが共通の原理で連坐に問われることを示しているのだと考えられる。

「同居」の本義は居住地が同じであることと考えられる。ただしイの「戶爲同居」によれば、秦律では戶籍を同居に對する定義としている。恐らく居住地と戶籍は一致すべきだという認識に基づき、同一の戶籍を以て同居の範圍を畫定する

のだろう。前述のように伍人は生活空間を共有するため監視や告發の義務を負わされていた。犯罪が発生した場合、伍人ですら連坐させられるというのに、犯罪者と一つ屋根の下に生活しているがために、伍人よりも犯罪者との距離が近く、犯罪摘發に有利な立場にいる同居が連坐を免れることは可能だろうか。このような考えからすれば、同居も連坐が適用されることは當然のことなのである。エの盜鑄錢の場合、伍人は罰金四兩に當たるのに對し、同居は贖耐（金十二兩）に當たる。地縁的關係に基づけば同居の責任は伍人よりも重いことをまさに示している。また、官吏の連坐には別の原理が働いていることは言うまでもないが、下層官吏も犯罪者と地縁的な繋がりが強い。不告による連坐は全て地縁的觀點に基づき、監視する可能性をもつ人間に犯罪の告發を義務付けるものと言えるだろう。⁽²⁶⁾

以上の分析より、第一節で論じた縁坐と同居の連坐との間には差違があることが明らかになった。縁坐は血縁的關係により對象を決めており、實際に共同生活をしているか否かは關係ない。一方、同居の連坐は戸籍により對象を決めており、生活團體としての意味合いが強い。無論、兩者によって連坐する者がかなり重なることを否定するつもりはないが、しかしその背景にある仕組みは異なっていることに注目したい。同居、つまり戸は、血縁的團體より寧ろ伍のような地縁的團體として把握されていたのではないだろうか。

さて、同居の連坐については上掲の史料しかないが、以下にその具體的内容を推測し、とりわけ爭議の的となっているイについて再検討してみたい。

第一に、イの「盜及諸它罪、同居所當坐」という部分は、整理者をはじめ、釋文では常に鉤括弧で圍まれており、秦律の正文の引用とされている。律の正文には必ず「條件」と「處置」という二つの部分があるが、もし「盜及諸它罪」をその「條件」と見なして「盜と様々な罪」と解釋してしまえば、指し示す範圍が曖昧すぎて規定としての意味がなくなってしまう。よって「盜を始め全ての罪」として理解しなければならぬという主張が支持を得ている。⁽²⁷⁾ もしそうであるならば、同居は全ての犯罪に連坐することになる。

しかしながら恐らくこの部分は律の正文、少なくとも完全な律の正文ではないことは確かである。なぜなら「同居所當坐」の「當」字は確かに「法律答問」にはよく見える字だが、律の正文の「處置」として「當」字を使う用例は見当たらないからである。⁽²⁸⁾例えば「二年律令」八八「女子當磔若要(腰)斬者、棄市(女子で磔もしくは腰斬に當たる者は棄市する)」とあるように「當磔若腰斬」は條件として挙げられているが、處置としては決して「當棄市」とは言わない。従って「盜及諸它罪、同居所當坐」は「盜や他の罪の場合、同居は連坐の對象となる」ということを述べているのであり、後續の同居の定義に關する問を引き出すためのものに過ぎない。同居の連坐には恐らく總則的規定がなく、エのように特定の犯罪に對して個別的に規定されるのだろうか。

ではなぜ「盜及諸它罪」という修辭を使うのだろうか。富谷氏は李悝が作った法典が盜律から始まることに由來しているとしており、傾聽に値する。ただし同居が連坐する犯罪において、盜罪が最も多數を占めている可能性も排除できないのである。前述のとおり、伍人の連坐は監視や摘發可能か否かが鍵とされており、同居の連坐もそうだと考えられる。盜罪の場合は犯罪の證據が残っているため、同居を欺きとおすことはおよそ不可能である。従って他の罪よりも優先的に同居に告發の義務を負わせるのである。盜罪の他、現在知られている同居が連坐すべき犯罪、エの盜鑄錢の場合も同じ特性をもっている。「封診式」一九一—二〇「丙盜鑄此錢、丁佐鑄。甲・乙捕索(索)其室而得此錢・容(鎔)、來詣之(丙はこの錢を不正に鑄造し、丁は鑄造を助けた。甲・乙は彼らを捕まえ、その室を探し、この錢と錢範を得、やってきた)」とあるように、物證はその家に残っている可能性が高い。つまり親族は嚴重な犯罪に連坐させられる一方で、同居は發覺の可能性がある犯罪に連坐させられると考えられるのである。

第二に、伍人のように、どこまでが同居連坐の對象者となるのかも極めて難しい問題である。處罰は戸の全員に與えられるのだろうか。繰り返し強調したように、同居と伍人は「不告」により罰せられるが、告の權利は全ての人間が持っているわけではなかった。まず「二年律令」一三四「年未盈十歲及數(繫)者・城旦春・鬼薪白粲告人、皆勿聽(年齢が十

歳未滿の者及び拘禁された者、城旦舂・鬼薪白粲の者が、人を告したとしても、みな受理しない」とあるように、十歳未滿の子供はそもそも告することができないため、不告を以て罰するのは難しいだろう。従つて十歳未滿の子供は伍人・同居の犯罪に連坐しないと推定される。次に、同居の場合はそもそも家族関係にあるので、伍人の場合よりも複雑になる。秦律では「非公室告」でない限り子が父母を告發することは禁止していないので問題にはならないが、漢律は子婦が父母を告發することを厳しく禁止している。従つてもしそれと同時に同居としての告發を求めるとあれば矛盾が生じることになってしまう。故に漢初において父母が罪を犯した場合、子婦が「同居の身分として」連坐するというのは腑に落ちないのである。この問題に關わる「容隱」については次節で論じることにした。

第三に、イの「坐隸、隸不坐戸」の解釋については「戸は隸の犯罪に連坐するのに、隸は戸の犯罪に連坐しない」とする整理者の説に従いたい。ただし「隸」を奴隸と解釋することについてはなお究明の餘地がある。隸の實例は「奏讞書」案例四に初めて現れ、また近年里耶秦簡の整理者が公表した例により、⁽³¹⁾ようやく隸が臣妾・奴婢とは異なる隸屬身分であることが確認されるのである。そもそもこれらがどのように區別されていたのかはなお不明であるが、隸屬身分の種別は想像よりも複雑に違いないのだろう。「二年律令」には隸が存在しないが、「私屬」という身分がそれに似た性格をもつ可能性がある。

奴婢爲善而主欲免者、許之、奴命曰私屬、婢爲庶人、皆復使及筭(算)事之如奴婢。主死若有罪、以私屬爲庶人、刑者以爲隱官。(「二年律令」一六二—一六三)(奴婢が善い事をし、主人が解放しようとする場合、これを許す。奴は私屬と名付けられ、婢は庶人とされる。みななお使役されること及び算賦・徭役は奴婢と同様である。主人が死んだ場合、もしくは主人に罪があった場合、私屬は庶人とし、肉刑にされた者は隱官とする。)

解放された奴婢は私屬か庶人になったとはいえ、依然として主人に従屬するのだが、興味深いことに主人が罪を犯した場合、私屬は庶人になることができる。これは私屬が主人の犯罪により連坐を問われないことを意味していると考えられ、

「隸不坐戸」と相通じるものがあると言えるだろう。ではなぜ「隸不坐戸」としているのだろうか。告發の權利という側面から考えてみると、隸は恐らく主人を告發することが許されず、故に連坐という威嚇を以て告發を促すことはそもそも無意味なことだったのでないだろうか。故に隸は同居の連坐を免れ、臣妾・奴婢も同居の連坐を免れたのだろう。⁽³²⁾

秦律においては同居の他に「室人」も連坐の範囲として認められている。そもそも同居と室人にはどのような違いがあるのだろうか。既に諸説紛々としてはいるが、連坐制の解明を目指す本稿においては避けて通れない問題である。同居と室人の定義は次の答問に示されている。

可(何)謂室人。可(何)謂同居。同居、獨戸母之謂毆(也)。●室人者、一室盡當坐罪人之謂毆(也)。(法律答問「二〇一」)(室人とは何か。同居とは何か。同居とは「獨戸母」のことをいうのである。室人とは一室全て罪人に連坐すべきことをいうのである。)

まず前述のとおり本稿では同じ戸籍に登録される成員を同居と判断している。「獨戸母之謂也」にある「母」字の釋讀については迷う部分があるが⁽³³⁾「獨戸母」は戸籍が一つであることだと考えたい。ただし同居とは同じ戸籍における成年男子の關係(父子・兄弟など)を指しており、妻子は同居ではないという説も支持を得ている。その説に最も説得力を與えている證據は次の律文にある。

未賞(償)及居之未備而死、皆出之、毋責妻・同居。(秦律十八種「八四—八五」)(まだ償っていない及び償うための勞働がまだ終わっていないうちに死亡した場合、みなその負債は免除し、妻・同居に求めない。)

妻も同居の範疇に入るのであれば「妻・同居」といった併記表現は不可解だと言われている。⁽³⁴⁾

秦漢律を通観すれば、確かに同居という語彙は成年男子の關係に用いられることが多い。しかしだからといって妻子を同居から除く必要もないと思われる。「妻・同居」を「妻と他の同居」と捉えても差し支えないだろう。「二年律令」に、

奴婢亡、自歸主・主親所智(知)、及主・主父母・子若同居求自得之、其當論畀主、而欲勿詣吏論者、皆許之。(二

年律令「一六〇」(奴婢が逃亡し、自分から主人や主人の知人のもとに歸つてきた時、及び主人・主人の父母・子もしくは同居が自分で探して捕えてきた時、論斷の上では主人に返すべきであっても、吏のもとに出頭して論斷されることを望まない場合は、みな許可する。)

ともあるように、同居と父母・子を併記することもあるのである。この用例において同居はやはり「他の同居者」と解釋するしかない。更にはじめに引用した「爲人劫者同居知弗告吏」という用例では、誘拐のことを吏に告げなければならぬ同居には、當然その妻・夫が含まれていると思われる。故に同居とは戸籍に登録してある全員の關係を指すものだと考えられるのである。同居を連坐させる場合には、犯罪者の妻・夫も連坐の對象となるのだろうか。

次に、同居との差異のもとで室人の語義についてであるが、考え方は二つある。一つは、室人を同居内部にある小單位とする考えであり、もう一つは、室人を同居よりも大きな單位とする考えである。⁽³⁶⁾前者は主に室人を夫婦と未成年の子女からなるものとする説であり、これは既に第一節で否定している。従つて後者から考えてみたい。先行研究に指摘されているとおり、秦簡における「室」とは「一字二内」を持つ居住單位である。⁽³⁷⁾「法律答問」九二「小畜生入室、室人以投(受)梃伐殺之(小動物が人の室に入ってきて、室人が棍棒でそれを叩き殺した)」、「封診式」八六一八七「有(又)訊甲室人甲到室居處及復(腹)痛子出狀(また甲の室人に、甲が室に至つた後の行動、及び腹痛で流産した状況を訊問する)」という用例からすれば、室人は家族關係そのものを指すよりも寧ろ建物である室に屬する人間という意味合いのほうが強い。故に室人は一つの家屋に居住するという人間關係を指していると考えられる。

一つの家屋に居住するのに、同居≠同戸ではない人間とはそもそも何者なのだろうか。富谷氏は、同居に隸を加えれば室人になると主張しているが、隸のために室人という稱呼を作り出したというのは疑問である。この問題に對して鈴木氏の里耶戸籍關係簡に對する論述は示唆に富む。⁽³⁸⁾

南陽戸人判不更黃□ 妻曰負芻 子小上造□ 子小女子女祠 母室(五二八二二九)

戸籍だと言われるこの簡には戸人（戸主）以下戸の全員が記されているほかに「母室」という注記もある。鈴木氏は「母室」は家屋がないという意味であり、田宅受給の問題に關わりと指摘している。というのも、「二年律令」によれば立戸は田宅受給の先決条件とはいえ、立戸しても直ちに田宅が受給されるわけではなかったのである。田宅の受給を待つている間、戸は「母室」のままなのだろう。更に鈴木氏は他の二例（K四二／四六・K二三／四八）について、寫眞がはっきりしてはいないものの、ここには「母室」とあるはずであり、この「母室」の三例は全て單純家族であつて、立戸からそれほど時間を経っていないと想像し得るとしている。これは實に興味深い。「母室」の戸は暫くどこに居住していたのだろうか。最も高いのは元來の室に留まつていた可能性であり、もしそうであるなら立戸する前に所屬していた戸と共に一つの室に居住していたことになる。このように複数の戸が一室に居住している場合、そのお互いの關係を法律ではまさに「室人」と表現しているのだと考えられる。

立戸と田宅受給が組み合わさつていたことからすれば、戸籍と住居の範圍が一致することは理論上想定されていたと考えられる。しかしながら現實的にはやむを得ず複数の戸が共居することもあつた。同居ではない室人の存在は認められていたが、やはり暫時の存在にすぎない。「母室」も、これが常態ではないことに注意を興えるために注記されたに違いない。そのためか室人に關する權利義務の規範は全く見あたらない。秦律では「法律答問」と「封診式」にしか室人に關する言及がなく、「二年律令」にも室人は見當たらぬ。つまり室人は律の正文には一回も登場しないのである。だからこそ室人の定義が「法律答問」に擧がっているのだが、室人が嚴密に法律概念と言えるのか疑問がのこる。室人を連坐の對象とする條文が單に今日まで残っていない可能性も否定はできないが、以上のことからとも存在しなかつた可能性も否定はできないのである。犯罪發覺にあたり室人の立場は同居とはば變わらないため、責任も同居と同様に負わされたのだと思われる。しかし里耶戸籍關係簡には、

南陽戸人判不更□□ 妻曰義 …… 母睢 伍長（K四二／四六）

とあり、鈴木氏は「母睚」は「母室」と釋すべきだとしている。もしそのとおりならこの戸は母室であるとはいえ伍長の役を務めていることになる。母室の戸も伍制に編入されたのであれば、恐らく同室の戸も同伍になるのだろう。では室人の連坐も一種の伍人の連坐と考えられたのだろうか。史料に制限があるためこれ以上は保留しておきたいが、室人の連坐も地縁的連坐に歸屬することは間違いないと言えるだろう。

四 文帝期以後

秦から漢初においては、一般人は自ら罪を犯さなくても、親族として、伍人として、または同居として連坐させられる可能性があったことは以上の論述によって明らかになった。周知のように漢文帝期には法制上において一連の重大な改革が行われた。その一つとして「收帑諸相坐律令」が取り除かれたことが挙げられる。

上曰く、法なる者は治の正なり。暴を禁じて善人を率いる所以なり。今法を犯せるをば已に論じ、而も母罪の父母・妻子・同産をして之に坐せしめ、及び收帑となす。朕甚だ取らず。其れ之を議せよ、と。……有司皆曰う、陛下大惠を加え、徳甚だ盛んなり。臣等の及ぶ所に非ざるなり。請う、詔書を奉じ、收帑と諸もろの相坐律令を除かん、と。

（『史記』孝文本紀）

この記事に基づけばこの時期に廢止されたのは父母・妻子・同産を對象とする縁坐、及び妻子に對する收である。その後、收はほぼ消失してしまつたと言われている一方、縁坐についてはそう斷言し難い。少なくとも族刑は廢止されていない、あるいはすぐに復活したことは確實である。⁽³⁹⁾ いずれにせよ縁坐と收が改革的的となつたのに對し、伍人の連坐の廢止に關する記載は全く見當たらない。従つて伍人の連坐は存在し續けていたと考えられ、原理が似ている同居の連坐も廢止されなかつたのではないだろうか。

文帝期以降の連坐制を考える上で『鹽鐵論』周秦篇は看過できない史料である。この昭帝期に行われたとされる議論に

おいて、御史と文學はそれぞれ以下のように述べている。

御史曰く。……一室の中、父兄の際、身體相い屬くごとし、一節動かば心に知らる。故に今關内侯より以下、地を伍に比し、居家相い察し、出入相い司う。父は子を教えず、兄は弟を正さずんば、是を舍きて誰をか責めんや。文學曰く。……今子を以て父を誅し、弟を以て兄を誅し、親戚は相い坐し、什伍は相い連なる。根本を引きて之が華葉に及ぼし、小指を傷つけ之が四體を累するが若きなり。此の如くんば即ち有罪を以て誅は無罪に及び、罪なき者は寡し。

……首匿と相坐の法立ちてより、骨肉の恩は廢れ、而も刑罪は多し。父母の子に於けるや、罪あると雖も猶之を匿す。其れ罪に服するを欲せざるのみならんや。子は父のために隠し、父は子のために隠すを聞くも、未だ父子の相坐するを聞かざる也。兄弟緩やかに追いて以て賊を免ずるを聞くも、未だ兄弟の相坐するを聞かざる也。惡を惡として其の人に止め、始を疾みて首惡を誅するを聞くも、未だ什伍の相坐するを聞かざるなり。(鹽鐵論 周秦篇)

先行研究においては、まず古賀登氏が、ここでは家族連坐と同伍連坐が同じもののように言われており、そもそも地縁的關係である同伍連坐と血縁的關係である家族連坐はどういう關係になつていたのかという疑問を呈している。また一方は富谷氏が、「收律相坐法」は既に廢止されていたという考えに基づき、ここに述べられているのは縁坐ではなく家族が犯人を匿う「首匿」に限られるとしている。しかしこの議論の背景に同居の連坐があることを想起すれば、無理なく解釋できるのでないだろうか。「一室之中、父兄之際、若身體相屬、一節動而知於心」とは明らかに同居している父子兄弟はお互いに犯罪を隠すことができないことを述べており、つまり同居の連坐における論理を説明している。また同居の連坐と伍人の連坐には一脈相通するものがあるため、兩者を交えて述べても何の違和感もない。ただ議論が展開するにつれて連坐制全體に論が及んだのだと思われ、「以子誅父、以弟誅兄」とあることからすれば、族刑についても議論されたようである。その故に連坐と密接な關係にある「首匿」も併せて述べられているのだろう。

要するに、例えば「一人罪を犯せば、擧家および鄰伍之に坐す」⁽⁴¹⁾のように、家の連坐を伍人の連坐と併記する場合に

は、家の連坐は同居の連坐を指している可能性が高いと考えられる。ただしいくら同居の地縁性を強調したとしても、主な同居者は同時に家族でもあった。家族間に告發の義務を負わせることが倫理的な緊張感をもたらすことは文學の發言に明白に表れている。「容隱」とはこのような考慮の下に設けられたものに他ならない。

容隱については漢宣帝地節四年詔がその源であったといわれている。

今より、子が父母を首匿し、妻が夫を匿し、孫が祖父母を匿すとも、皆坐することなかれ。その父母が子を匿し、夫が妻を匿し、祖父母が孫を匿し、罪は殊死なれば、皆廷尉に上請して以聞せよ。(『漢書』宣帝紀)

嚴密に言えばこの詔書は家族の「首匿」を承認するものである。首匿は顔師古に「謀首と爲り罪人を藏匿す」という注がある。確かに用例の多くは身柄を匿うという意味であり、犯行を匿うこととは解釋しかねる。また『史記』商君列傳に「姦を告せざる者は腰斬」「姦を匿す者は敵に降ると罰を同じくす」とあるように不告姦と匿姦ははっきり區別されている。つまり犯行を告發しなければ連坐させられるのに對し、犯行が發覺した後もなお犯人を匿せば首匿罪で問われる。疑いようもなく首匿は連坐より嚴しい罪である。

子告父母、婦告威公、奴婢告主・主父母妻子、勿聽而棄告者市。(『二年律令』一三三) (子が父母を告し、嫁が姑舅を告し、奴婢が主人・主人の父母妻子を告しても、受理してはならず、告した者は棄市。)

「二年律令」の出土により、漢初には既に主婦が父母の罪を隠すこと及び奴婢が主人の罪を隠すことを強制していたことが明らかになった。⁽⁴²⁾ よって地節四年詔の重要性は、やはりそれより一步進んで首匿までを許すことにあるのだろう。⁽⁴³⁾ 不告と首匿は異なる犯罪とはいえ、前掲した『鹽鐵論』に示されるように、犯人を庇い、法律制裁から逃れることを助けるといふ點において相通している。實際、後世の律令において「容隱」といえば、犯行を隠すことと身柄を匿うことの二つの意味を指す。両者が共に「容隱」に内包され混同されるようになったのは、地節四年詔にまで遡ることができるのではないだろうか。

宣帝期における容隱の範圍は父母・夫・大父母だったが、後漢末の鄭玄の時代に至ると「大功親」にまで擴大される。故に今の律令、大功已上は相い容隱し得、鄰保は罪の相い及ぶこと有るは是なり。(『尚書』康誥孔疏所引)

容隱の對象が廣がれるにつれ、同居者は次第に連坐の責任からは解放されていき、同居が連坐の範圍となる實行可能性も失われていった。そして遂に唐律では「同居相爲隱」という條目が立てられた。

諸そ同居、もしくは大功以上の親、及び外祖父母・外孫、もしくは孫の婦・夫の兄弟及び兄弟の妻、罪ありて相い爲に隱す。

疏議して曰く、同居とは同居共財を謂う。籍の同異を限らず。無服の者と雖も並びに是なり。(『唐律疏議』名例律)

唐律では、たとえ大功以上の親及び列擧されている親族ではなくとも、全ての同居者は罪を隱す權利を與えられている。秦漢律から唐律に至るまでには數百年もの時を経ており、連坐制に大きな變化が起きていたことは言うまでもないが、唐律において同居が「隱」の範圍とされることは秦漢律において同居が「告」の範圍とされることに關係しているのかもしれない。つまり大部分の同居者は近親者として容隱を得ていたとはいえ、それから除外された同居者もいたはずである。伍保の連坐が制度として存在する状況下では、このような同居者は連坐すべきか否かという疑問が自然と生まれたのではないだろうか。推測の域を出ないが、「同居相爲隱」は同居の告發責任を明確に解消するために設けられたものではないかと思われ⁽⁴⁴⁾る。

唐律における連坐制をまとめてみると、まず縁坐は親族關係を對象としており、重大犯罪に限られている。また個別の條文で定められるという特徴があり、秦漢律と同じである。「賊盜律」に「縁坐非同居」という條項があることも縁坐と同居の範圍が一致しないことを示している。次に「即し同伍保の内、家に在りて犯あり。知して糾せざる者、死罪は徒一年、流罪は杖一百、徒罪は杖七十」(『鬪訟律』)とあるように、伍保の連坐には「在家」と「知」という二つの條件が加えられており、本格的な連坐制とは言えないものの、身近で監視・告發するという本質は秦漢律から受け継がれたものであ

るに違いない。しかしその一方で秦漢律では常に伍人と併記されている同居は、既にこうした監視・告發の責任からは解放されていた。

とはいえ、同居を對象とする連坐が完全に消失してしまつたとも言えない。實は唐律には以下の一條があるのである。

諸そ蠱毒を造畜し、及び教令したる者は絞。造畜したる者の同居の家口、情を知らずと雖も、もしくは里正、知りて糾さざる者は、皆流三千里。……卽し蠱毒を以て同居を毒したる者は、毒せられたるの人・その父母・妻妾・子孫、

蠱を造るの情を知らざる者は坐せず。(『唐律疏議』賊盜律)

他の縁坐がみな親族關係によつて縁坐の範圍を規定しているのに對し、なぜ造畜蠱毒の場合のみ同居家口が連坐の範圍とされているのだろうか。またなぜ同居家口が知情でなくとも連坐を免れないことが強調されているのだろうか。「疏議」に、

蠱毒の家口は、赦に會うも猶お流す。其の情を知るに涉るを恐れ、所以に例^と住まるを聽さず。(『唐律疏議』賊盜律)

とある説明からすれば、同居者は事情を知っていると假定されており、不知を言い譯とすることは認められないことが窺える。ただし同居者も被害者である場合にのみ不知は認められ、連坐を免れることができる。つまり造畜蠱毒はその同居者に知られる蓋然性が高いため、同居者も共犯に近い者として罰されるのである。威嚇を目的として近親者に累を及ぼす謀反・大逆などの縁坐罪とは性質が異なっていることは明瞭である。

本稿で論證したように、秦漢律において同居が連坐する罪は發覺する見込みがある罪である、ということも、唐律のこの條文によつて傍證を得られるのではないだろうか。つまり造畜蠱毒や竊盜・盜鑄錢はいずれも確たる罪證が家にあり、同居に知られる可能性が高いため同居の責任を重んじていると考えられるのである。⁽⁴⁵⁾更に連坐と「知」の關係についてもこの條文は示唆的である。はじめに連坐の定義を行った際、ひとまず連坐者が知情である場合は排除しておいたが、嚴密に言えば、「知」を條件としないということは則ち連坐者が知情であることを舉證する必要がないということである。知

情の證明はそれほど簡單ではなく、もし知情を條件としたら、不知を理由に刑罰を免れることは容易になってしまう。そうなれば監視機能を最大限に活用することも期待できなくなる。そのため、特に同居と伍人の場合には生活の場が近接していることから、ある犯罪が発生した際には知情であることを自明とし、この前提において刑罰を設定する。つまり秦漢律における同居・伍人の連坐は、知情ではない者に告發を強要し、強制的に刑罰を下すものというよりは、寧ろ知情と認定される者が告發しないことに對して懲罰を與えるものだと理解すべきなのである。

おわりに

従來同居の連坐は縁坐と見なされてきた。結果からすれば確かにそうとも言えるが、原理からすれば同居の連坐は縁坐とは截然と區別されており、寧ろ伍人の連坐と似通うところがある。第一に、縁坐は妻子・父母・同産という血縁的關係で對象を決めるが、伍人と同居の連坐は住居關係を表す戸籍で對象を決める。第二に、縁坐は關係そのものを連坐の原因とするが、伍人と同居の連坐は罪を告發しないことこそ連坐の原因とする。第三に、縁坐は犯罪者を縁坐で威嚇すること、目的があるが、伍人と同居の連坐は犯罪者の周囲の人間に對する連坐を以て威嚇することに目的がある。第四に、縁坐は嚴重な罪に下されるが、伍人と同居の連坐は比較的發覺しやすい罪に下される。第五に、縁坐には死刑または身分刑、則ち重刑が下されるが、伍人と同居の連坐には比較的軽い刑が下され、財産刑の場合が多い。

縁坐の對象が「關係」によるものであつて戸籍によるものではないことは既に先行研究によつて明らかにされていたが、「同居所當坐」「戸爲同居」をどのように解釋すべきかについてはなお問題が残つていた。本稿で縁坐と同居の連坐が範疇の異なるものであつたことを解明したことにより、縁坐が戸籍によつて定められるものではないことは不易の論になつたと思われる。實際に法律における親族間の權利義務は全て個人を中心とする相對關係で規範化され、戸籍のような枠組みで切斷したり組織したりすることはなかつたのである。⁽⁴⁶⁾ 戸籍に載せられる戸が法律上どのような性格や作用を持つてい

ただかについては再検討の必要があるが、この問題について同居の連坐は示唆に富んでいる。以上に示したように、同居の連坐は伍人の連坐と相通じるところが多い。これは同居の連坐が伍人の連坐と同時に考案されたからに他ならない。つまり所屬する戸で犯罪が起こった場合、及び所屬する伍のうち、自身の戸を除いた他の四戸で犯罪が起こった場合、それぞれに同居の連坐と伍人の連坐を行っていたのである。それらは共に地理関係から想定され、基層の組織を利用した社會コントロールの手段だった。この場合、戸は伍の下にあり、最も末端の地縁的単位・行政的単位として把握されたのではないだろうか。戸を簡単に「家」と同定し、この一面を無視することは、危険と言わざるを得ない。いずれにせよ、秦漢時代の家族法を研究するにあたり、関係による秩序と戸籍による秩序の兩立は意識せねばならない問題であり、その相互作用も今後の課題だろう。

註

- (1) 宇都宮清吉「漢代に於ける家と豪族」(『史林』二四—二、一九三九年)、守屋美都雄「漢代家族の型態に關する試論」(『史學雜誌』五二—六、一九四一年)、牧野巽「漢代の家族形態」(同氏『支那家族研究』生活舎、一九四四年)。
- (2) 本稿で引用している「秦律十八種」「秦律雜抄」「法律答問」「封診式」の簡番號や整理者の解釋は、『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年)に従う。
- (3) 富谷至「連坐制の諸問題」(同氏『秦漢刑罰制度の研究』同朋舎、一九九八年)。本稿で引用する富谷氏の説は全てこの論文を参照。
- (4) 鈴木直美「戰國秦の連坐」(『明大アジア史論集』三、一九九八年)、李均明「張家山漢簡《收律》與家族連坐」(『文物』二〇〇二—九)、石岡浩「收制度の廢止にみる前漢文帝刑法改革の發端——爵制の混亂から刑罰の破綻——」(『歴史學研究』八〇五、二〇〇五年)、宮宅潔「有期勞役刑體系の形成——「二年律令」に見える漢初の勞役刑を手がかりにして——」(『東方學報』京都七八、二〇〇六年)、角谷常子「秦漢時代における家族の連坐について」(『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究 論考篇』朋友書店、二〇〇六年)、水間大輔「秦律・漢律における連坐制」(同氏『秦漢刑法研究』知泉書館、二〇〇七年)。
- (5) 水間上掲論文参照。
- (6) 本稿の所謂「血縁關係」は婚姻關係も含んでいる。
- (7) 角谷前掲論文。本稿で引用している角谷氏の説は全てこの論文を参照。
- (8) 『漢書』鼂錯傳「大逆無道、錯當要斬、父母妻子同產無

- 少長皆棄市」はその一例である。また富谷前掲論文を参照。
- (9) 角谷前掲論文を参照。
- (10) 邢義田「秦或西漢初和姦案中所見の親屬倫理關係——江陵張家山二四七號墓《奏讞書》簡一八〇—一九六考論」《傳統中國法律的理念與實踐》中央研究院歷史語言研究所、二〇〇八年。
- (11) 「父殺傷人及奴妾」の「人」を他人とする説もあるが、これが家罪であることからすれば、その子を指すと考えられる。「人」というのは「奴婢」と對比するためだろう。子を「人」という例は「免老告人不孝」〔法律答問〕一〇二にも見える。なおただの他人を強調する場合、律は「它人」で表す。例えば「賊殺傷・盜它人爲公室」〔法律答問〕一〇三三。
- (12) 鈴木直美「里耶秦簡にみる秦の戸口把握——同居・室人再考——」〔東洋學報〕八九—四、二〇〇八年。
- (13) 例えば「法律答問」一五一—一六「夫盜二百錢、妻所匿百一十、可(何)以論妻。妻智(知)夫盜、以百一十爲盜。弗智(知)、爲守臧(贓)」、また「法律答問」一四「夫盜千錢、妻所匿三百、可(何)以論妻。妻智(知)夫盜而匿之、當以三百論爲盜。不智(知)、爲收」とあることから、秦律には「二罪從重」という原則があることが窺える。前者の場合、犯行を知らない妻は守臧にあたり、後者の場合は不知の妻も守臧にあてるべきだが、收は守臧罪よりも嚴重であるため、守臧罪は免除される。従って「法律答問」七七にいう妻子も收と贄一甲を同時に下されることはありえない。
- (14) 池田雄一「睡虎地出土竹簡にみえる伍制」(同氏「中國古代の聚落と地方行政」汲古書院、二〇〇二)。
- (15) K二七・K一/二五/五〇・K四二/四六・K三六。「里耶發掘報告」岳麓書社、二〇〇七年。
- (16) 一六(八一—二三八)・一九(八一—七)・二八(八一—六二九)・三四(九一五六六)。張春龍「里耶秦簡所見的戶籍和人口管理」〔里耶古城・秦簡與秦文化研究〕科學出版社、二〇〇九年。
- (17) ただ「二年律令」二六〇—二六二と照らし合わせれば、カの「列・伍長」は「列長・伍人」の誤りかもしれない。
- (18) ア「伍人、戸一盾」は明らかに前文の「弗告」を省略している。
- (19) 鈴木直美注(4)前掲論文。
- (20) 富谷前掲論文を参照。氏の推論は「法律答問」の例に基づいたものであったが、それは「二年律令」一二七の出現によって證明されることとなった。
- (21) Hulstee氏は「律曰與盜同法、有(又)曰與同罪。此二物。其同居・典・伍當坐之、云與同罪。云反其罪者、弗當坐」という句讀を提示しており、それも考慮に値するが、現存の律文に合わせて満足のいく解釋方法はなお得られていない。いずれにせよ、「反其罪」に對する理解は變わらなす。A. F. P. Hulstee, *Remnants of Chin Law: An Annotated Translation of the Chin Legal and Administrative Rules of the 3rd Century B.C., Discovered in Yun-meng Pre-*

feature, Hu-pei Province, in 1975 (Leiden: E. J. Brill, 1985), pp.125-126.

- (22) 「二年律令」によれば、誣告の場合は「各反罪之」(一一六)、「證不言情」(一一〇)及び「譯訊人爲詐僞」(一一一)の場合には「各以其所出入罪反罪之」とされる。後者二つも連坐すべきではない「反其罪」に相當すると考えられる。
- (23) 「通錢」は張世超・張玉春「通錢解」(『古籍整理研究學刊』一九八六―四)に従い、「貨幣を密輸すること」と譯する。
- (24) 杜正勝『編戶齊民——傳統政治社會結構之形成』(聯經出版、一九九〇年)一三六―一三七頁。
- (25) アーエの譯は前出である。
- (26) 不告により連坐する者には、なお軍隊中の徒食・屯長・僕射・同車食・署君子・將吏(『秦律雜抄』一一―一五・三四・三五―三六・「二年律令」四九四―四九五)及び市肆中の列長・伍長(『秦律十八種』六八・「二年律令」二六〇―二六二)がいる。屯長・僕射・將吏及び列長・伍長は正・典に似ており、基層の管理者であると考えられる。徒食・同車食と一緒に軍糧を受給される仲間であり、署君子は宿衛の管理者であり、いずれも犯行に氣づきやすい身近な人である。
- (27) 例えば *Hulsewé* 前掲書は「Robbery and all other crimes」と譯しており (p.126)、『富谷氏は「犯罪一般」に相當すると考えている。
- (28) ただし「小隸臣妾可使者五人當工一人」(『秦律十八種』一〇九)とあるように「〜に相當する」という意味で「當」字を使うことがある。
- (29) 「法律答問」一〇四「子告父母、臣妾告主、非公室告、勿聽。」
- (30) 「二年律令」一三三「子告父母、婦告威公、奴婢告主、主父母妻子、勿聽而棄告者市。」
- (31) K四・四九(八一―一五七三)・五〇(九一―三二八)。「里耶發掘報告」と張春龍前掲論文を参照。この三例は全て「大女子」ではあるが、その寫眞は不鮮明もしくは未公表なので、「隸」が女性の身分であるか否かについては保留とする。
- (32) 睡虎地秦簡において臣妾からの告訴が無効になる規定は非公室告だけに見えるが、公室告の場合も同様であると考える。
- (33) 「母を一つにするもの」という解釋は、父子關係も同居で表れることと衝突しており、更には戸籍には實母が明記されていないことからしても疑問である。故に「母」字は誤字や假借であると考ええる。代案として、佐竹靖彦氏は戸母を戸貫、富谷氏は戸關・戸牡という説を提示している。佐竹靖彦「秦國の家族と商鞅の分異令」(『史林』六三一―一九八〇年)。*Hulsewé* 前掲書は佐竹説を、戸貫の用例が五世紀に初出することを理由に否定している (p.179)。ただし「封診式」毒言には「名事關(貫に通じる)」という表現があり、明らかに「名事里」に相當していることから、

秦漢においても「關」「貫」が戸籍所屬に關わる表現であることが窺える。いずれにせよ佐竹説を直ちに否定する必要もないと考へる。

- (34) 太田幸男「戰國期秦の家族動態と商鞅變法——『雲夢秦簡』の分析を通して——」（同氏『中國古代國家形成史論』汲古書院、二〇〇七年）、鷲尾祐子「秦の「戸」「同居」「室人」について——秦における國家と血縁集團——」（『中國古代史論叢』四、二〇〇七年）、鈴木注(12)前掲論文。

- (35) 松崎つね子「睡虎地秦簡よりみた秦の家族と國家」（『中國古代史研究 第五』雄山閣、一九八二年）、堀敏一「中國古代の家と戸」（同氏『中國古代の家と集落』汲古書院、一九九六年）、鈴木注(12)前掲論文、角谷前掲論文。

- (36) 古賀登「阡陌制下の家族・什伍・閭里」（同氏『漢長安城と阡陌・縣鄉亭里制度』雄山閣、一九八〇年）、佐竹・富谷各前掲論文。また同居を集團として把握していない太田・鷲尾各前掲論文もこの類に屬しているだろう。

- (37) 太田氏・尹在碩氏の日書による研究は參考に値する。太田幸男「『雲夢秦簡』日書にみえる「室」「戸」「同居」について」（同氏前掲書）、尹在碩「睡虎地（日書）所見「室」的結構與戰國末期秦的家族類型」（『中國史研究』一九九五—三）。

- (38) 鈴木注(12)前掲論文。
 (39) 牧野・富谷・宮宅・角谷各前掲論文參照。また敦煌馬圈灣漢簡D九八三には「亡人匈奴・外蠻夷、守棄亭郭逢隧者

不堅守、降之、及從塞徼外來絳而賊殺之、皆要斬、妻子耐爲司寇・作如」とある。馬圈灣の紀年簡は宣帝期から新に至り、もしこれが當時の現行法であれば、文帝の改革を経ても族刑ではない縁坐がなお存在していたことになる。甘肅省文物考古研究所編『敦煌漢簡』（中華書局、一九九一年）を參照。

- (40) 古賀前掲論文。

- (41) 「史記」高祖本紀張晏注。

- (42) 鈴木氏はこの律は「非公室告」の場合に限定され、秦律に一致すると主張している。その理由は、縁坐や收が廢除されない限り、容隱の承認はありえないということにある。鈴木直美「睡虎地秦簡「公室告」再論——秦律における親子の「關係」と公的秩序——」（『古代文化』六一—、二〇〇九年）。容隱は本當に縁坐・收と共存できないのだろうか。縁坐は重大犯罪に限定され、容隱の例外と見なすことができるという點は、實は唐律と同じである。問題は一般犯罪に下される收にある。確かに子として收されるものは、告發を以て收を解除することができず、運命に身を委ねるしかない。子の告發を禁止しなくとも、十歳以下の子供は告發する權利を有しておらず、結局は收を免れられない。つまり收の解除手段はもとも考えられておらず、子は奴婢・財産のように人格を持たない存在として見なされてしまう。收が批判され改革される対象になったのは、まさにこのためだろう。一方「夫有罪、妻告之、除于收及論」（二年律令一七六）とあるように、妻が告發によつ

て收を免れるのは告發という行爲で夫妻關係が既に崩壊したと考えられるためである。いずれにせよ原文に「非公室告」という限定條件がない以上は、原文に忠實に従いたい。

(43) 『通典』卷六九には「仲舒斷曰……春秋之義、父爲子隱、甲宜匿乙。詔不當坐」という記事がある。これが事實であれば、武帝期には既に子の首匿は無罪となっており、地節四年詔の「上請廷尉以聞」よりも寛容だったことになる。しかしこれが當時の律令であるか否かはなお検討の餘地がある。

(44) 無論、秦漢律から唐律にかけて、同居というものは決して變化しなかつたわけではない。秦漢律では同居は戸籍で定義されるが、唐律では同居は「不限籍之同異」、つまり戸籍と關係がない。しかしこれは同居の定義が變化したと

いうよりも寧ろ戸の定義が變化したというべきだろう。同居は相變わらず生活集團として認識されていたのである。

(45) 唐律「同居相爲隱」條「疏議曰、假有鑄錢及盜之類、事須掩攝追收、遂漏露其事。及擲語消息、謂報罪人所掩攝之事、令得隱避逃亡。爲通相隱、故亦不坐」では、同居不坐の例として鑄錢と盜が擧げられており、それらが證據を隠滅しなければならぬことに言及している。現段階で知られている、秦漢律において同居が連坐させられる罪は、まさに盜鑄錢と盜である。これは偶然の一致といえるだろうか。

(46) 「關係」という視點は近年、角谷氏・鈴木氏により再論述されている。角谷前掲論文、鈴木注(42)前掲論文。

COLLECTIVE RESPONSIBILITY OF CO-INHABITANTS UNDER THE LEGAL CODES OF QIN AND HAN

LIU Hsinning

The collective responsibility of co-inhabitants 同居 has heretofore been considered as referring to that of blood relatives. Judging from actual outcomes, this can be said to have been the case, but in principle collective responsibility of co-inhabitants is clearly distinct from familial responsibility, and is instead similar to the collective responsibility of members of the group of five 伍人. First, familial collective responsibility was determined by blood relations — wife and children, parent and siblings, but the collective responsibility of the members of the group of five or co-inhabitants was determined by a shared residential relationship represented by the register of Hu 戶籍. Second, in the case of the collective responsibility of the family, the relationship itself was the source of collective responsibility, but in the case of the collective responsibility of the five-person group or co-inhabitants, the source of the collective responsibility was precisely the fact that the crime was not prosecuted. Third, in the case of familial collective responsibility, the goal was to intimidate the criminal through collective responsibility of family members, the goal in the case of collective responsibility of the group of five or co-inhabitants was to threaten those people in proximity to the criminal with collective responsibility. Fourth, collective familial punishment was issued in cases of severe crimes, but collective responsibility of the group of five residing or co-inhabitants was issued for relatively easily discovered crimes. Fifth, in familial collective responsibility, capital punishment or punitive reduction of social status, in other words, severe punishment was issued, but in the case of the collective responsibility of the group of five or co-inhabitants, the punishment issued was relatively light and often consisted of monetary fines.

Judging from the above, it is clear that maintaining the theory that the collective responsibility of the family was determined by the scope of the register of Hu is untenable due to confusion over the collective responsibility of the family and that of those who shared a residence. As for the rights and duties among families in Qin and Han legal codes, all were modeled on mutual relations centered on the individual and were not a discrete system that was organized like the register of Hu. It is necessary to re-examine just what the character and effect of Hu 戶 had

in terms of the legal system, and the collective responsibility of those in a shared residence is highly suggestive. The collective responsibility of a shared residence, in other words, of those registered in the same Hu can be deemed collective responsibility based on spatial proximity rather than on shared blood. In this case, Hu can probably be best understood as subsumed under the unit of five and as the smallest unit of a spatial character. Regarding Hu as identical with the family ignores this aspect and must be termed scholastically dangerous.

THE REVIVAL AND DEVELOPMENT OF THE TÜRK QAYANATE IN THE GOBI DESERT DURING THE TANG DYNASTY

SUZUKI Kôsetsu

While employing the results of previous research, this article relies on the results from archaeological sites in the Yinshan Mountains range to make a geographical determination of Qara qum (Ch. *Heisha* 黑沙), one of the strongholds of the Second Türk Qayanate. As a result, I was able to conclude that Qara qum, the cradle of the Second Qayanate, was located within a 50 kilometer radius of the town of Bailingliao 百靈廟 in the upper basin of the Aybugha-in-gol (the Aybugha River) 艾不蓋河 that flows through Darhan Muminggan United Banner 達爾罕茂明安聯合旗 in the Inner Mongolia Autonomous Region. Next, on the basis of this conclusion and a re-reading of mid-8th century Old Turkic Inscriptions (the Inscription of Toñuquq), I was able to confirm on the basis of the account therein the fact that Qapγan Qayan (Ch. *Mochuo* 默啜), whose stronghold was in the Taihang Mountains east of Qara qum, invaded Hebei province 河北道 of the Tang dynasty in 698 (The 1st year of Shengli 聖曆). And then, I elucidated the fact that Türk Qayanate in the Gobi desert ruled the mixed nomadic and agricultural area of the northern borders of the Tang Empire and had moved to the stage of its implementation.

Based on a critical reading of these sources, it can be said that a state was formed in Northern Asia, centered on the Yinshan Mountains range, and it was created by horse-riding nomads equipped with powerful military force who subjugated the Khitan (or Kidan) and Xi peoples of the Liao river basin to the east, and swallowed up the various Oγuz Tribes to the north on the Mongol steppe north of